

# 第 1 回

## 逗子市情報公開運営審議会

令和元年6月28日（金）

逗子市総務部情報政策課

令和元年度第1回逗子市情報公開運営審議会

日 時 令和元年6月28日(金)

午前10時00分～

場 所 逗子市役所5階 第1会議室

議 題

- (1) 正副会長の互選について
- (2) 逗子市の情報公開制度の特徴について
- (3) 平成30年度情報公開制度の運用状況について(報告)
- (4) その他

出 席 委 員 (7名)

会 長	関 根 進 悟
副 会 長	鈴 木 良 太
委 員	栄 田 美 子
委 員	稲 葉 大 策
委 員	花 野 充 生 子
委 員	小 沢 弘 子
委 員	野々山 隆 幸

欠 席 委 員 (0名)

事務局等出席者

総 務 部 長	田 戸 秀 樹
総 務 部 次 長	三 ツ 森 篤 史
経 営 企 画 部 長 次	福 本 修 司
企 画 課 係 長	西 久 美 子

情報政策課	担当	課長	矢島小百合
情報政策課	副主	幹事	内田典久
情報政策課	非常勤	事務員	判治恵子

会議の公開・非公開の別 公 開

傍 聴 者 1 名

#### 配付資料

1. 令和元年度第1回逗子市情報公開運営審議会次第
2. 逗子市情報公開運営審議会委員名簿（第15期）
3. 資料 逗子市の情報公開制度の特徴
4. 資料 平成30年度情報公開制度の運用状況
5. 資料 情報公開運営審議会開催状況
6. 資料 情報公開運営審議会への諮問一覧
7. 資料 情報公開運営審議会の意見一覧

#### 参考資料

逗子市情報公開制度をよくするためには：会長私見資料

午前10時00分開会

○矢島情報政策課担当課長 それでは、皆様お集まりですので、ただいまから逗子市情報公開運営審議会の委員の皆様へ委嘱状の交付をさせていただきます。

本来ですと、市長から直接お渡しさせていただくべきところ、本日、市長、所用によりこの場に臨席できず、大変申しわけございません。このため、本日、田戸総務部長より委嘱状の交付をさせていただきます。

今回の任期は、制度ができてから第15期目に当たりますが、平成31年4月28日から令和3年4月27日までの2年間となります。

それでは、田戸総務部長が順番に皆様のお席に回り、お名前をお呼びしますので、その場で委嘱状をお受け取りください。よろしくお願いたします。

(委嘱状交付)

○矢島情報政策課担当課長 栄田美子様。

関根進悟様。

稲葉大策様。

鈴木良太様。

花野充生子様。

小沢弘子様。

野々山隆幸様。

ありがとうございました。

それでは、本来ですと市長から一言御挨拶させていただくところですが、市長にかわり田戸総務部長から御挨拶をさせていただきます。

○田戸総務部長 皆様、こんにちは。

総務部長の田戸でございます。よろしくお願いたします。

本日はお忙しい中、情報公開運営審議会に御出席いただきましてありがとうございます。

本日、ちょうど海開きが行われておりまして、ちょうどこの審議会の開催時間と重なってしまいまして、本来ですと市長から委嘱状をお渡しし、御挨拶を差し上げるところではございますけれども、大変恐縮でございますが、私から皆様に一言御挨拶させていただきたいと思っております。

逗子市の情報公開制度は平成3年度にスタートし、ことしで29年目に入ります。

した。情報公開運営審議会は情報公開制度の適正かつ円滑な運営を推進するために設けられた機関で、社会情勢の変化に伴うさまざまな課題を御審議いただき、制度の充実改善に御尽力いただいております。

本市におきましては、ここ数年、年間おおむね100件前後の情報公開請求がございます。情報の公開や提供など、制度の運用に当たっては、日々、個人情報の保護や最新の行政内容の情報管理、文書管理を徹底し、公正で円滑な情報の公開に努めているところでございます。返子市の情報公開制度が適正に取り扱われるように、皆様のこれまでの経験、知識を十分に市政に反映させていただきながら、これからの行政運営に生かしたいと考えておりますので、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

これから2年間、皆様のお力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、私の挨拶とかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 それでは、新たに任期が始まりましたので、改めて職員の紹介をさせていただきます。

総務部次長の三ツ森でございます。

○三ツ森総務部次長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 情報政策課担当課長の矢島でございます。よろしくお願い致します。

それから、情報政策課副主幹の内田です。

○内田情報政策課副主幹 内田です。よろしくお願い致します。

○矢島情報政策課担当課長 本日、審議会の庶務を担当します非常勤の判治です。

○判治情報政策課非常勤事務嘱託員 判治でございます。よろしくお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 申しわけございませんが、部長、次長は所用がございますので、これにて退席させていただきます。

(部長、次長退席)

○矢島情報政策課担当課長 それでは、改めましてどうぞよろしくお願いいたします。

委員の半数以上の御出席がありますので、第1回情報公開運営審議会を開催

させていただきます。

会長が決定するまでの間、私が進行を務めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○矢島情報政策課担当課長 それでは、会長が決定するまで、議事を進めさせていただきます。

こちらの席から失礼させていただきます。

会議を始めますが、本日、傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、傍聴の方をお呼びしますので、お待ちください。

(傍聴者入室)

○矢島情報政策課担当課長 会議に先立ちまして、傍聴の皆様をお願いいたします。

本運営審議会は原則公開といたしておりますが、案件において特定の個人が識別され、または識別され得る情報を取り扱う必要が生じたとき、ほか相当な理由があると認められているときは、会議の途中において必要と認める間、傍聴の皆様にご一時退場していただくことがありますので、あらかじめ御承知おきください。

また、傍聴の方への資料に関してもお配りしないことがありますので、御了承いただきたく思います。

それでは、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認)

○矢島情報政策課担当課長 事前配付資料としまして、平成30年度情報公開制度の運用状況、こちらは議題3で使用させていただきます。

それから、本日配付しました資料としまして、会議次第、それから委員名簿です。第15期の委員の方々の名簿になります。それから、資料としまして、逗子市の情報公開制度の特徴、こちら両面1枚のものです。こちらは議題2で使用させていただきます。

それから、資料としまして情報公開運営審議会開催状況、情報公開運営審議会の諮問一覧、情報公開運営審議会の意見一覧ということで、こちら議題4、その他で使用させていただきます。

皆さん、資料はお手元に揃っていますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日は新しい任期が始まってから初めての会議となります。新たな委員さんもいらっしゃいますので、委員の皆様からも自己紹介をお願いします。

恐れ入りますが、栄田委員から順にお願いいたします。

○**栄田委員** おはようございます。

4期目で一番古くなっているんですけども、関根さんに頼りながらやっていきたいと思います。

逗子市にて生まれて、逗子市で育って、今も逗子にいます。一市民として、意見をなるべく市民の代表できる意見を言っていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○**関根委員** 関根進悟です。よろしくお願ひいたします。

私は栄田さんとは逆で、逗子には全く縁もなく、4年半ぐらい前に引っ越してきました。これ毎回毎回言っていることなんですけれども、家をどこに建てようかなと探しているときに、とあるハウスを見に行ったときに、戸塚駅で携帯電話を湘南新宿ラインに忘れてしまって、逗子駅まで取りに来させられたんです。それで初めてこの逗子におりたときに、この逗子の気持ちよさ、これは一体何なんだろうと思って一目ぼれして、それで逗子で積極的に土地を探し始めて、家を建てたという感じです。

私が逗子市の情報公開運営審議会に入った理由というのが、引っ越してから4カ月後に入ったわけなんですけれども、やはり逗子市の将来、若い世代、子供たち、それから私たちより先輩の高齢者の方含めて、何か自分のほうとしてもできることはないかなということを探し、この情報公開の審議会に入ったという次第です。よろしくお願ひいたします。

○**稲葉委員** 稲葉大策と申します。

市民になって45年ぐらいでございますかね。逗子市のために何かお役に立つことはとっております。よろしくどうぞお願ひいたします。

○**鈴木委員** 鈴木良太と申します。

栄田さんと同じで、逗子に生まれて、逗子で育って、今も逗子。逗子小、久中コースです。68年間、いることになります。2期目になりますが、よろしく

お願いいたします。

○花野委員 皆さん、おはようございます。

初めて今回は委員参加させていただきます花野と申します。私は6年前に大阪から逗子市に引っ越してまいりまして、逗子に引越してきた理由というのは、関根さんと同じように、逗子というまちが非常に魅力的であったので、こちらに越してまいりました。こちらの委員にかかわらせていただく前は、まちづくりに関する協議会に参加してまして、一市民として私のように働く世代であるとか、若い世代の方とか、また高齢者の方など、市民の意見を市に何か届ける手段として、私、協力できないかなと思って、今回参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

○小沢委員 2期目の小沢弘子と申します。

すみません、逗子市民ではなく、隣の鎌倉市民でございますが、情報公開審査委員をさせていただいているということで、こちらの委員も兼任ということになっています。

情報公開審査委員のほうの仕事は、市民の方から公開の決定についての不服があったときに、それは判例とか法解釈に基づいての審査ということになるんですけども、今回の運営審議会のほうはそういうことではなく、私も市民として、県民として情報公開制度というのは各行政で行っているんですけども、市民としての請求者側の体験というのを活かしながら、運営審議会にかかわれたらいいなと思っております。よろしく申し上げます。

○野々山委員 野々山と申します。

今回、初めて1期目でございます。よろしくお願いいたします。

私は隣の横浜に住んでおりまして、逗子にはいつも遊びに来たりしておるんですが、前任の島田先生からお話をいただきまして、ここへ来させていただいております。逗子市とのかかわりでは、以前、情報公開の個人情報の保護のほうで委員をしたことがございます。若干経験はございますが、逗子市の市民の方のお役に立つように頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 ありがとうございます。

それでは、議事を進めたいと思います。

議題1の正副会長の互選についてを議題といたします。

運営審議会規則第2条第1項、グリーン色のハンドブック、そちらのほうの39ページに載っていますけれども、そちらの規定によりまして、正副会長の互選については、委員の互選により定めることになっております。どなたか御推薦、自薦、他薦を問いませんので、どなたかお願いできますでしょうか。

○鈴木委員 よろしいですか。

2期続けて大変かと思うんですけれども、関根さんをお願いできないかなと思います。

○小沢委員 ぜひお願いします。

○稲葉委員 前年度、関根委員が務められまして、非常に仕切りがお上手でよかったと思いますので、ぜひ本年度もお願いしたいと私も思います。

○矢島情報政策課担当課長 今、関根委員を御推薦する声がございますけれども、関根委員、いかがでしょうか。

○関根委員 謹んで受けさせていただきます。よろしくお願いします。

○矢島情報政策課担当課長 それでは、関根委員が会長に決まりました。よろしくお願いたします。

会長が決まりましたので、この後の議事運営につきましては、会長にお願いいたします。

会長、席の移動をお願いします。

それと、ちょっと御説明がありますので、暫時休憩で、テープをとめさせていただきます。

(関根会長、会長席に移動)

○関根会長 議事のほうを引き続き進行させていただきたいと思います。

今、私のほうが会長をさせていただくということで、副会長を1名決めさせていただきたいと思っております。どなたか立候補されるか、もしくは推薦される方いらっしゃいますでしょうか。

○栄田委員 鈴木さん、ぜひ。

○関根会長 これは断れないですね。よろしいでしょうか。

ちょっと会が始まる前に、私のほうから改めてちょっと挨拶させていただいて、引き続き副会長のほうからも挨拶させていただきたいと思います。

実は逗子市の情報公開運営審議会のほうなんですけれども、私も4年前に入

ったときには、最初の1年半ぐらい何がなんだかさっぱりわからなかったです。なので、きょう新しく入られた花野さんのほうも多分いろいろわからないことがあると思うので、わからないことはどんどん聞いていただいて構わないですし、もっと言えば何を言っても構わない会なんで、無礼講みたいな会なので、それに関しては野々山先生のほうも今までの学識経験とか生かした上でも構いませんし、本当に一市民の立場ということでも構いませんので、何言っていたいても構わないと。逆に学識経験者だから何かここは役に立たなくちゃいけないというふうになると、かえって話が難しくなることもありますので。

実は平成3年から逗子市の情報公開運営審議会が始まって、これは全国でも1番目ですか、かなり一桁台くらいで早く始まったんですかね。恐らくそのころというのも、1つ山があったんだらうなど。市政の情報公開をどこまで公開すればいいのかということで、もめたんだらうなどは何となくは思っています。

実はそれから4年間ぐらいの間は、ここの情報公開運営審議会の会長等が本を共同執筆されたりだとか、あとそれからイベント、講演会みたいなものでレクチャーというか、ステージに上がって話すような機会もあったようで、その後、逗子市のほうは情報公開運営審議会のほうが他市よりも進んでいるということで、比較的平穏無事に終わってきたというか。ですので、年間で開かれる回数も6回から4回に減って、今は2回という形に実はなっています。

この情報公開運営審議会というのがこのままの状態でもいいのかどうなのかというところを少し疑問に思っていて、実は2年前に1つ目の疑問に感じたことがありました。

これ1つは、ここにいらっしゃる委員の方からも出てきたし、それから前回やめられた方、それから前々回やめられた方も含めて、広報ずしに関する運用に関して、かなり意見が述べられたと。広報ずしに関しては、この情報運営審議会のほうも逗子市長のほうに意見を述べることができるという、そういう規則になっていますので、広報ずしというものの改革というものを今進めようと思っています。詳細はこの後、作成した資料等で詳しく話させていただきますので、なぜそういった背景で私が考えておるかというのは、そのときにお話しさせていただきます。

あと、2つ目は、これ特に小沢先生なんか審査委員のほうでかかわってい

ることだと思っんですけれども、きょうもこれから幾つかこの半年間の情報公開の請求に関して、非開示ですとか、存在なしだとか、いろいろそういったような形が出たと思っんですけれども、これがどうしてここで議事内容が存在しないのかなとか、ちょっと不思議に思っような事例も実は幾つかあって、これもしかしたら、この情報公開に関して市職員が萎縮しちやっっている。もしくは、市職員が意図的にとっことはなっと思っただけけれども、出さたくないからわざと議事録をつくらない、メモをつくらないといっことなのかなといっふうに少し実は考えていっ、もしかしたら情報公開審議会で、広報と、それから今までやられていっ情報公開といっ部分のほうでいっると、もしかしたらこの2つ目の山に今当たっっているんじゃないのかなといっふうに、実はこの1カ月間ぐらいで考えていっます。

このことに関して議論を進めていっきたいと思っんですが、これ進めるのは難しっので、少し時間かかるのかなといっふうには思っていっます。

なので、この議論が私の任期中に終わるかどうかはわからないので、ここは次回3期目の鈴木副会長に会長として進めてもらえればいっなといっふうに思っていっ、私のほうは1つ宣言したいことがあって、広報ずしに関する改革に関して、できれば本当は今度の2回目、次回に意見を答申したいといっふうに考えていっんですけれども、さすがにこの2回でまとめるのは難しっので、3回目で何らかの形で逗子市長への意見を提言しようかなといっふうに思っていっます。もしこれがまとまらなかつた場合は、即刻その場で辞任させていっいただきますので、それだけは宣言させていっいただきます。

一応、ちょっとそっいったつもりで運営していっきたいと思っますので、御協力のほどよろしくお願いいたしっます。

鈴木副会長のほうから一言お願いいたしっます。

○鈴木副会長 いや、いろいろショックな話が多くて、そのときは私も一緒に辞任させていっいただきます。

そんなに大きな抱負はないんですけれども、関根会長のもと一生懸命やっていっますので、よろしくお願いいたしっます。

○関根会長 よろしくお願いしっます。

それでは、議事のほうを進めていっきたいと思っます。

次、議題2ですよね。議題2の逗子市の情報公開制度の特徴についてを議題といたします。

事務局のほうから説明のほうをお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 それでは、逗子市の情報公開制度の特徴ということで、新しく委員になられた方もいらっしゃると思いますので、資料に基づきまして、簡単に御説明させていただきます。再任の委員の方には再確認ということで、お時間をいただければと思います。

先ほどもお話ありましたけれども、逗子市の情報公開制度は平成3年にスタートしまして、ことしで29年目という歴史があるものです。

では、お配りしました資料をごらんください。

まず、1、第1条の条例の目的は、市民の知る権利を制度的に保障して、開かれた市政の実現を図ることです。

こちらグリーンのハンドブックになりますが、こちらにはもっと詳しく書いてありますが、市民は市の情報について公開する権利が認められ、同時に市にはその情報の原則公開を義務づけることにより、開かれた市政の実現を図ることです。

それから、第2条の基本原則になりますが、第1号から第5号までが規定されています。

1番目、第1号は情報を公開するだけでなく、情報提供を推進していく。積極的に市から情報を出していくものです。

それから、2番目、第2号が公開原則になります。公開することを原則として非公開とすることができる情報は、必要最小限にとどめなければならないということです。

3番目、3号は、個人情報の保護です。原則公開といたしましても、個人情報は適切に保護しなければなりません。知る権利の裏側の権利としてプライバシーの保護がありますので、個人に関する情報がみだりに公開されるということがないよう、最大限の配慮をするということです。

それから、4番目、第4号は、わかりやすく利用しやすい制度に努めるということです。どんなに制度がよくても市民にわかりにくく利用しにくい制度ではいけないということです。

それから、5番目、第5号は、公正かつ迅速な救済の保障がされることです。逗子市は独自の救済機関としまして、独任制の情報公開審査委員3名が設置されています。これは、後ほど9で再度御説明させていただきます。

それから、3番目の定義、第3条になりますが、条例において情報とは何か規定されています。情報とは、まず1つ目として「実施機関の職員が」、2つ目として「職務上作成し、または取得した」、3つ目としまして「文書」、こちら「文書」と書いてありますけれども、これには磁気テープ、フィルム、そういうものも含まれます。「に記録され、」

4つ目、「実施機関が現に保存または保管しているもの」ということになります。例えば保存期間を終了し廃棄となった文書については含まれないということなのです。

それから、4、第4条になりますが、情報の公開を請求する権利が規定されています。どういう人が逗子市の条例に基づいて情報公開請求できるのか。逗子市では逗子市民に限定せず、「何人も」請求できるとされています。未成年者、外国人も請求可能となっています。

それから、5番目、情報の公開義務、こちらのまず第5条になりますが、先ほども基本原則で出てきましたが、(1)第1項ですけれども、原則公開が規定されております。

(2)第2項では、それでも個人情報を含むもの等例外的に非公開とすることができる情報が定められています。1つ目、第1号が個人に関する情報、2つ目、第2号が法人情報、3つ目、第3号が市が実施する事務または事務事業のうち、ア、意思決定過程情報、こちらはハンドブックの76ページに詳しく書いてありますが、意思決定過程における情報であって、公開することにより公正または適正な意思決定を著しく妨げるものとなります。

それから、イ、市の機関等における協力関係維持情報ですが、市の機関、国等も含まれますが、それぞれの協議に関する情報など、公開によって協力関係を著しく損なうものです。こちらは、ハンドブックの79ページに細かく書かれています。

それから、ウ、事務事業の実施に関する情報ですが、事務事業の中にはその性質、目的から見て、執行前、執行過程で情報を公開することによりまして、

その目的を失ってしまったり、公正、円滑な執行を著しく妨げるものがあるので、非公開情報とするもので、こちらはハンドブック82ページに記載されております。

それから、エ、犯罪誘発情報、こちらはハンドブック85ページにあります、例えば化学工場の図面、警備計画など、公開されることによって犯罪を誘発するおそれがあるものなどです。

それから、4つ目の第4項です。法令秘情報、こちらは法令等で公開が禁じられているものです。ハンドブック87ページに書かれています。

(3)は第8条、存否に関する応答拒否の規定になりますが、こちらは平成26年度に改正され、規定されたものです。公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報のうち個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものを公開することとなるときは、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるという規定です。

情報の内容によりましては、情報が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人情報事実上公開される場合があります。例えば特定個人の法律相談の申し込み書類が情報公開請求された場合に、あるかないかを答えるだけで、その人が法律相談していることがわかってしまうというような例があります。ですので、このような場合には、当初の窓口対応の際にも十分な配慮が必要です。

それから、次のページの6、第9条になりますが、公開請求の手続の方法として、原則は窓口請求となります。窓口に来て、請求書を書いていただくということになります。また、情報機器の進化によりまして、その他の方法としまして、従来の郵便に加えてファックス、インターネットでの請求もできることとしております。インターネット請求につきましては、平成16年度から始めていまして、現在、要領で運用となっております。平成25年4月1日に市ホームページのリニューアルに伴いまして、インターネット請求等が電子申請届出システムに移行しまして、請求者には利用者のID取得が必要となっております。

それから、7の一定期間経過後の情報の公表、第6条の2ですが、こちらは平成18年に条例改正がされて追加となったものです。一旦、非公開にしたもの、

先ほどの非公開理由により非公開としたものについて、20年たちましたら一度見直しをしようというもので、見直しをして公表できるものであれば公表していく。個人情報該当部分についても、その時点で公表できないようであれば10年ごとに見直しをして、50年後まで公表の可否を見直すという規定です。

(1) 第1項が個人情報該当部分、(2) 第2項が法人情報、行政運営情報、法令秘情報該当部分の対応となっております。

それから、8の第10条の公開するかどうかの決定になりますが、情報公開の請求日から起算しまして、逗子市の場合、7日以内に決定します。請求日から起算しますので、例えば月曜日に請求を受けると、7日目というのは日曜日になってしまいますので、金曜日には決定をしなければならないため、実質5日以内となっております。年末年始、ゴールデンウィークなどの延長せざるを得ない状況になることもあります。延長の場合は、文書通知を行わなければならないとされております。

それから、次に9の情報公開審査委員、第15条になりますが、先ほどの基本原則でも触れましたが、逗子市では非公開決定等に係る不服や相談等を直接お受けして処理をする簡易迅速な独任制の救済機関として、現在、3名の情報公開審査委員がおります。現在は皆さん弁護士の方で、個人情報保護委員も兼ねていただいております。小沢委員もその一人です。

情報公開請求に対しまして非公開等の決定が出て、その決定に対して不服がある場合、一般的な制度としましては、行政不服審査法による審査請求という制度があります。また、行政事件訴訟法による訴え、取消訴訟になりますが、こちらは裁判所が判断することになりますが、裁判となった場合、時間がかかり、迅速な救済とはなりません。

逗子市では不服に対し、公正かつ迅速な救済をする第三者機関の設置につきまして、制度が始まる前に検討会等において強く求められた経緯がありまして、他市にない独自の情報公開審査委員という救済機関が設けられております。迅速な救済保障のために申出者との面談、関係機関からの事情聴取、処理結果、勧告、意見表明、申出者に対する処理結果通知も担当委員が行っており、不服申出から30日以内に結論を出しております。

独任制ということですが、勧告の必要がないと判断した場合や重要案件の場合

合は3人で合議することができる」とされておりまして、現在は全て合議をし、結論を出しております。また、非公開とされた情報そのものを見て判断ができるなどの調査権があること、不存在の場合、必要と認めたときには、新たな文書作成等の意見を述べることができること、また、情報公開や公表等に関する苦情、相談に応じて、実施機関に対して助言することができるなどの特徴があります。

次に、10に移りまして、情報公開運営審議会、第16条になりますが、当審議会について規定されたものです。附属機関として条例で設置されております。皆さんの身分は非常勤の特別職となります。

それでは、ハンドブック137ページをお開きいただきたいと思います。

順に読ませていただきますけれども、第1項ですが、「この条例による情報公開制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、逗子市情報公開運営審議会を置く」と規定されております。

第2項は、「審議会は、この条例による情報公開制度の改善その他重要事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する」ということで、情報公開制度の運営、改善等に関し、実施機関の諮問に応じ答申、またみずから調査審議し、意見、建議する権限を持っています。

第3項、「審議会は、委員7名以内をもって組織する」とされています。現在、委員は7名となっています。

第4項、「審議会は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する」ということで、平成27年度から学識が1名ふえまして、市民委員が5名、学識委員が2名となりました。

第5項、「審議会の委員は、審査委員を兼ねることができる」ということで、審査委員が1名、学識経験者を兼ねています。こちらは小沢委員です。

それから、第6項、「委員の任期は2年とし、その再任を妨げない」ということで、今回は市民委員4期目の方が1名、3期目の方が1名、2期目の方が2名、1期目の方が1名、学識経験者2期目の方が1名、1期目の方が1名という構成になっております。

それから、第7項は、「その他必要なことは市長が別に定める」とされていますが、この審議会に対してハンドブック39ページになりますが、逗子市情報

公開運営審議会規則を定めております。会長、副会長の互選や半数以上の出席委員がなければ会議を開くことができないなどが定められています。合議体で運営されることがそちらで規定されております。

後ほど、第2項に基づく過去の当審議会の審議状況等について御説明させていただきます。

それから、11の情報の管理等ということで、第18条になりますが、情報公開制度の実効性を担保するためにも不可欠なものです。情報を適正に管理すること、そして文書目録の作成、閲覧を義務づけております。現在は文書管理システムが導入されておりますので、そちらからのデータを加工し閲覧ができるようになっております。

それから、(3)の第3項の一定期間経過後の非公開情報については、先ほども7で御説明させていただきました第6条の2に関し、情報の原本の保存を義務づけるものです。

それから、12の会議の公開、第20条になりますが、まず審議会等の会議は公開となっております。ただし書きで非公開が示されていますが、原則公開となっております。また、庁内会議等も公開に努めるものとされております。

まず、会議の事前公表の徹底ということで、広報紙はもちろん各所管でのホームページへの掲載、また、イベントカレンダーへのリンクづけに漏れがないか確認するよう、情報公開係からも定期的に連絡をしております。

それから、次にハンドブック148ページとなりますが、運用の中で傍聴者の範囲、傍聴者名簿等の記載について規定しております。傍聴者名簿等の記載を求めることは、傍聴者の氏名や住所など個人情報収集することになりますので、逗子市個人情報保護条例第8条第1項で規定される範囲を超えて記載を求めることはできないとなっております。

また、会議録の作成については、会議録の作成に関する指針、ハンドブック163ページを定めております。

最後に、情報公開の請求の流れについてになりますが、ハンドブックの16ページになりますが、情報公開請求書が第1号様式です。それを受けまして、7日以内に決定をしなければなりません。延長の場合には第2号様式で通知をします。全部公開の場合は第3号様式、一部公開の場合は第4号様式、非公開

の場合は第5号様式、情報不存在の場合には第6号様式、情報存否応答拒否の場合には第7号様式が通知書となります。第4号様式から第7号様式には、「この処分に対しては逗子市情報公開条例による不服の申出、行政不服審査法による審査請求及び行政事件訴訟法による訴えの提起ができます」と教示しております。

ハンドブック20ページの米印の教示文には、第4号様式から第7号様式の裏面に記載しております。先ほど説明しました逗子市情報公開審査委員に対しての不服の申出が1、行政不服審査法に基づく審査請求が2、行政事件訴訟法による訴えが3となります。

フローチャートにつきましては、168ページから169ページになります。

雑駁になりますが、逗子市の情報公開制度の特徴ということで、私からの説明は以上でございます。

○**関根会長** 今の説明に、何か御質問とかわからないところございますでしょうか。

ちょっと私のほうから1点いいですか。

第16条の情報公開運営審議会のところ、「審議会はこの条例による情報公開制度の改善その他重要項目につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する」というのがこの10の(1)と(2)のことだと思えるんですけども、この実施機関というのは、これどこの意味、指しているんですか。

○**矢島情報政策課担当課長** 実施機関は2条の定義のところであるんですが、ハンドブックの1ページです。一番下に書いてあるんですが、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、議会及び公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項の規定により設立された土地開発公社ということで、こちらになります。主に逗子市長と思いますが。

○**関根会長** ということは、こういった人たちに意見を求められた場合に応じて、調査を審議しということですね。

○**矢島情報政策課担当課長** はい。

ただ、137ページの解釈のところ、第2項関係の解釈、よろしいでしょうか。2の解釈の第2項関係のところ、「審議会は、制度全般、非公開事項の

見直し、情報管理の改善、第22条の規定に基づく広報誌等の改善その他制度の運営に関して、実施機関の諮問に応じ調査審議し、答申する権限を持つほか、自ら調査審議して、その結果を実施機関に建議する権限を併せ持つものとする」とされていますので。

○**関根会長** こちらからもできるという理解でよろしいということですね。こちらからも。

○**矢島情報政策課担当課長** 諮問に基づく答申だけでなく、建議をするということで、後ほど過去の意見をちょっとお見せさせていただきます。

○**関根会長** 今、確認させてもらったのは、僕が冒頭上で2つの目的があるといううちのこれ目的が排除されるのかなと思ったんで、一応、ちょっと念のため確認させていただきました。すみません。

あと、ほかに何かありますでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、議題3のほうに移らせていただきます。

そしたら、次、平成30年度の情報公開制度の運用状況についてを議題とします。

事務局のほうから報告のほうお願いいたします。

○**矢島情報政策課担当課長** それでは、平成30年度の情報公開制度の運用状況ということで、事前にお配りしました資料をごらんください。

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの運用状況について御説明させていただきます。

こちらは、条例第21条の規定により公表されています。昨年度の第2回審議会において、平成30年度の上半期分、9月末までの状況はお話をさせていただきましたが、10月1日以降のものを中心に全体を御説明させていただきたいと思います。

まず、1の公開請求と決定件数ですが、一番下の合計欄をごらんいただきたいと思います。

①の全部公開が67件、②の一部公開が14件、③の非公開が1件、④の却下はゼロ件、⑤の不存在が12件、内、会議録などでその時点では未作成、または作成中で不存在のものが8件、それ以外の不存在が4件です。それから、⑥の存否応答拒否がゼロ件、それから⑧の取下げが1件、⑨の延長が3件です。請求

件数の合計は91件ですが、①の全部公開から⑧の取下げまでの合計をすると95件になります。これは、1件の請求に対しまして複数の決定がなされる場合があるので、請求件数の合計と決定件数の合計は一致しないものです。

それから、⑪のインターネット請求につきましては、内数になりますが47件でした。また、⑫の口頭請求が28件ありますが、一度公開請求がありまして、公開決定した情報については既に公開決定済みであるため、同じ内容の請求につきましては、口頭請求ということで処理をしまして、その場で情報が見られるというものです。これは、条例第9条に規定されております。口頭請求の内訳につきましては、20ページから22ページに内容が記載されております。後ほど簡単に御説明させていただきます。

ちなみに平成29年度の請求の合計は116件、口頭請求は16件でしたので、口頭請求を含めました請求件数は、平成30年度は119件で、平成29年度は132件です。13件下回った形になっております。

それから、2の公開請求の所管別内訳につきましては、経営企画部が11件、総務部が11件、それから次のページに移りまして、市民協働部が7件、福祉部が19件、環境都市部が36件、会計課がゼロ件、消防が1件、議会が3件、教育委員会が3件、選挙管理委員会がゼロ件、監査委員がゼロ件となっております。福祉部国保健康課が18件、環境都市部の環境都市課が10件、まちづくり景観課が10件と、2桁の請求件数となっております。国保健康課と環境都市課は、総合的病院に係る文書が多く請求されております。それぞれの内容につきましては、3ページから13ページに記載されております。後ほどまた御説明させていただきます。

3の行政不服審査法に基づく審査請求はありませんでした。

4の条例に基づく不服の申出等につきましては、4件ありましたが、不服の申出が3件、相談等申出が1件となっております。不服の申出3件の処理結果につきましては、勧告が2件、意見等なしが1件となりました。相談等申出につきましては1件ありまして、処理結果としましては意見等なしとなっております。後ほど御説明させていただきます。

5の同一人による請求件数ということで、上から順に読ませていただきますが、40件請求した方が1人、8件請求した人が1人、5件請求した人が2人、

4件請求した人が2人、3件請求した人が1人、2件請求した人が3人、1件請求した人が16人で、実請求者数は26人です。

6のインターネット請求。

○花野委員 すみません、質問させていただいても大丈夫ですか。

1人で40件請求された人っている数がすごい私は気になったんですけども、この請求された内容というのは、何かに特定に片寄ったものだったのか、その辺り、いかがなものだったのか、教えていただきたいんですけども。

○矢島情報政策課担当課長 3ページからの内容を見ていただくとわかると思うんですけども、総合的病院の関係が非常に多く請求されていて、同じような件名でありますので、そちらの方ですね。あと、基地対、やはり総合的病院ですか。

○内田情報政策課副主幹 ほとんど総合的病院の関係です。

○花野委員 はい、ありがとうございます。

○矢島情報政策課担当課長 6のインターネット請求者の割合は、実請求者数26人に対しまして4人の15%となっています。

それでは、3ページ以降になりますが、公開請求の内容、諾否決定内容等につきまして、10月1日以降のものについて、決定内容が全部公開となったものを除き、御説明させていただきたいと思えます。

3ページの企画課、75番は、桐ヶ谷市長面談記録2件、2019年1月31日、長嶋鎌倉市議会議員、2019年2月4日、松尾鎌倉市長ですが、不存在決定で、不存在理由としては、記録対象となる面談ではないと判断したためとされています。こちらにつきましては、備考欄にあります。不服第2号として受理し、意見等なしで処理されています。後ほど16ページで御説明させていただきます。

同ページの基地対策課、71番はネット請求で、池子住宅地区および海軍補助施設に関する面談記録等で、対象期間や内容は記載のとおりになりますが、不存在決定で、理由としては作成中であるため、81番、82番で再請求により全部公開されております。

それから、同じく80番もネット請求で、池子共同使用関連に関する以下の行政文書の請求で、対象期間や内容は記載のとおりとなりますが、こちらは作成中ということで不存在決定がなされ、1につきましては、87番で再請求により

全部公開となっています。2につきましては、備考欄に未記入ですが、今年度に入りまして、再請求で6月13日に全部公開となっております。

次に、5ページ目に移りまして、情報政策課、当課ですが、47番は、平成30年度情報公開相談等申出（第1号）にかかる相談等の申出処理結果通知書の写しということで、一部公開決定、個人情報为非公開となっています。こちらの相談等申出の処理結果は意見等はありませんでしたので、御本人に処理結果を通知しておりまして、概要のみをホームページに掲載しておりますので、情報公開請求があったものです。

次に、7ページに移りまして、国保健康課、43、こちらはネット請求ですが、総合的病院誘致に関する文書の請求で、対象期間や内容は記載のとおりとなりますが、こちらは作成中ということで不存在決定がなされ、45番で再請求のときに全部公開決定されております。

次のページ、8ページに移りまして、同じく国保健康課49番はネット請求ですが、総合的病院誘致に関する文書の請求で、対象期間や内容は記載のとおりとなりますが、こちらも作成中ということで不存在決定がなされ、再請求により全部公開がされています。

同じく国保健康課、77番の請求はネット請求ですが、総合的病院誘致に関する文書の請求で、こちらも対象期間や内容は記載のとおりとなりますが、全部公開と不存在決定となりまして、不存在の理由としては作成中であるため、83番で再請求により全部公開決定されています。

次に、11ページに飛びますが、まちづくり景観課、42番と54番、こちらもネット請求ですが、まちづくり条例の手続で提出された「事前相談申出書」と「事前協議申出書」の写しで、対象期間がそれぞれ異なっていますが、どちらも一部公開決定がなされ、個人情報为非公開となっています。

54番につきましては、延長後に決定しています。

次に、同じく11ページの緑政課、62番は、市の公園に関する資料が請求されていますが、全部公開と不存在決定がなされています。不存在の理由は、請求にかかる資料がないためとされています。こちらは延長決定された後、決定しております。

同じく11ページ、資源循環課、85番につきましては、平成30年度第7回鎌倉

市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会作業部会（ワーキンググループ）概要にある「連携の概念図」についての請求ですが、5条2項3号のAの意思決定過程情報として、全部が非公開決定で、ハンドブック115ページの第5号様式の情報公開拒否決定通知書により通知されています。5条2項3号のAの意思決定過程情報については、ハンドブックの75ページから77ページに詳しく記載していますが、こちらの決定につきましては、備考欄にありますように、平成30年度不服第3号が出され、勧告がなされています。後ほど17ページで御説明させていただきます。

次の12ページ、資源循環課、86番につきましては、平成31年2月4日開催の「広域化連携における2市1町部長協議」に係る一切の文書ということで請求がありましたが、請求に係る資料がないということで、不存在決定がなされました。具体的には当該協議は配付資料はなく、鎌倉市から現在の状況について口頭で説明があったものであり、事務局である鎌倉市から議事録が届いていないためという理由になっております。

次の13ページ、下水道課、74番は、下水道法の特定施設使用廃止届出書の情報公開請求で、一部決定がなされました。こちらは個人の連絡先が非公開となりました。

同じく13ページの議会事務局、91番、市議会の特別委員会の議事録が請求されてきて、所管よりまだ作成中である旨をお伝えしましたが、情報公開請求するというので受理をしまして、不存在決定がなされています。作成でき次第、所管より連絡をすることとなり、本年度6月に情報提供で対応しております。議事録につきましては、作成後は市政情報広場、ホームページでも閲覧できるんですが、作成に少しお時間をいただいております、このような請求となりました。

以上、30年度の10月1日以降の情報公開請求と決定内容について、全部公開を除き、御説明させていただきました。

次の14ページから17ページの平成30年度情報公開制度の不服等の申出処理状況につきまして、14ページの不服第1号と15ページの相談等第1号につきましては、昨年度の第1回で既に御報告させていただきましたので、省略させていただきます。

16ページの不服第2号と17ページの不服第3号について、御報告させていただきます。

不服第2号につきましては、資料に記載のとおり、企画課の第75番で請求を受理した事案です。本日御出席の小沢委員が担当の情報公開審査委員です。

先ほど制度の特徴、第15条で御説明させていただきましたが、逗子市では非公開決定等に係る不服や相談等を直接お受けし、処理をする他市にない独自の情報公開審査委員という機関が設けられておりまして、そちらに不服の申出がなされたものです。

不服申出者は、平成31年2月18日付で実施機関である逗子市長に「桐ヶ谷市長面談記録2件、2019年1月31日、長嶋鎌倉市議会議員、2019年2月4日、松尾鎌倉市長」を情報公開請求しまして、これに対して実施機関である逗子市長は、平成31年2月22日付で情報不存在決定をしています。情報が存在しない理由は、記録対象となる面談ではないと判断したためとされています。平成31年2月28日付で逗子市情報公開審査委員に不服の申出がなされまして、面談には職務で市職員が立会っており、メモ等を作成していると思料する。面談については、記録対象となる面談ではないと判断したためとするが、その根拠となる一次情報メモ等は開示すべきであると不服の申出の理由を示されています。

また、聴取の際には、記録対象となる面談ではないと判断したとの理由が示されているが、担当課の裁量で判断するのは不当であり、条例第1条にも記載されているとおり、市の保有する情報の公開を求める権利を保障し、市の諸活動をすみやかに説明する責任を全うし、情報を提供すべきと述べられています。

調査経過等処理結果につきましては、御本人に通知していますが、お手元の概要は事務局がまとめておりますので、圧縮した内容になっています。

まず、(1)のメモ等は情報公開請求の対象になるかということで、こちらのほうは2019年1月31日の長嶋鎌倉市議会議員との面談の際には、秘書室長が同席し、みずからのスケジュールノートにメモ書きをしているため、メモが存在しているが、そちらのメモは職員の個人の便宜のために作成した備忘録であり、組織としての利用を予定していないものと認められることから、条例第3条第1項の情報に該当しないと解されるが、不存在理由として、メモは存在するが請求の対象となる情報でないと判断したことを記載する必要があったと付

言されています。

次に、(2)の本件面談2に係る記録の存否についてということで、2019年2月4日の鎌倉市長との面談に係る記録の存否ということで、そちらの面談については、本市職員が同席をしなかったとのことであって実施機関の説明に不合理な点はなく、面談記録が存在することを認めるに足りる事情もなかったとされています。

最後に、(3)で、本件面談につき記録を作成して公開することの要否についてですが、それぞれの面談について記録を作成して、公開する必要があるかどうかについてですが、1月31日の面談については、相手方の立場や面談内容から記録の作成が必要であるとまでは言えないと判断されています。2月4日の面談についても、面談内容から記録の作成が必要であるとは言えないとされています。

処理結果としましては、実施機関に対し勧告ないし意見の必要はないとされましたが、今後の運用に当たっては、情報が物理的に存在する場合には、法的不存在的理由付記に留意し、これちょっと難しい言い方なんですけど、当該情報が存在するが、情報公開制度の対象に当たらないとする理由を具体的に記載すべきということです。

また、実務担当者を交えない首長同士の面談は、必ずしも公務に当たらない私的な面談であるとは言えないことから、面談の日時、場所など客観的、外形的な事情から公務と解され得る場合には、面談内容によっては記録の作成が必要になることを想定した体制を整えることが望ましいという付言がなされています。

以上が平成30年度不服第2号の概要報告になります。

○**花野委員** 市長との各面談については、必ず内容によっては記録をするというふうな認識でいいんですか。それとも必ず面談記録を残すという。

○**矢島情報政策課担当課長** 今回の場合は首長面談ということで、例えば他市の方がいらっしゃって何か協議があるとか、そういう場合には所管が入って、所管が面談記録等を作成するんですけども、今回の面談の場合は御挨拶とか、表敬訪問的な部分だったのかなど。処理結果のところには詳しく書いてあるんですけども、面談内容から秘書室の職員が特に面談記録をつくる必要がない

として判断して、つくらなかったというもので、その必要性があったかどうかというところもあわせて、情報公開審査委員が判断をしたものです、不服申出に対して。

○花野委員 今後のレギュレーションとしては、面談ごとに必ず記録を残していくことになるのか、それともそのあたりというのは。

○矢島情報政策課担当課長 そこは最後の処理結果に書いてある面談内容によってということなので、かなりの方が面談にいらっしゃるので、いらっしゃっていること自体の記録はとっているとは思いますが。面談内容まで、1つ1つ面談記録をつくっていくのかどうかということですが。相応な時間を要しますので。それは、やはり面談内容によってということで、記録作成の必要がある場合はあり得るので、そういうときにはきちっと作成し得る体制の整備に留意をされるようにということで。小沢委員から何か説明、足すものがありますか。

○小沢委員 おっしゃったとおりなんですけれども、市長同士の面談については、今回の場合については、何の案件でというふうな、件名というか、どんな用件でということのご連絡もないまま来られたというようなことで、どこが所管かもわからないということで、誰も立会わなかったということのようなんです。

今回、ですから市長さんしかいらっしゃらないので、どんな話をされたかというのをこちらも認識をするために、秘書室のほうから市長に聞いてもらったところ、割と儀礼的なのということで、具体的な案件についてのもものではなかったもので、この件についてつくらなかったのはけしからんとは言えないんですけども、ただ、やっぱりお話ぶりによってはそこで実質的な、次の意思決定にかかわるようなことが出てくる場合もあると思いますので、市長さんだけということだとちょっと記録つくる体制がないから、そこで重要な話をされても記録をつくらないということになってしまうので、今後はつくれるように、どなたか同席してメモを取るとかという、そういった対応が必要なんじゃないかというふうな意見も出ました。

○関根会長 菅官房長官との議事録はとっているわけですね。この内容の一部は知っているけれども、多分、目的があって会っているから、多分そっちにはメモが存在していて、鎌倉市長との件に関しては、目的があって会ったもので

はないから、メモが存在していないという、この違いなんだろうなというふうな解釈、僕もしています。

ただし、これ公務なんですか、公務じゃないんですか。この鎌倉市長との。

○小沢委員 公務かどうかという言葉の認識、事務局からのほうがいいと思うんですけども、よく、逗子市での担当の方はおっしゃらなかったんですけども、政務か公務かという言い方をして、政務は政治家同士の話だったら別に記録をつくらなくてもいいけれども、公務は——みたいな言い方をしているんですが、ちょっとその辺が、何か定義がしっかりあるわけではないというところで、区分けが難しいと。

ただ、この件については、付言のところで「面談の日時、場所などの客観的外形的事情から」と申し上げたのは、時間が執務時間内であって、面談の場所も市庁舎の中の応接室であってという、そういう外形的なところからすると、公務と言えるんじゃないかというふうに思いまして、公務じゃないとされても、なかなかストレートには受け入れられないというふうに判断しました。

○関根会長 事務局のほうに聞きたいんですけども、公務と政務の違いって何ですか。

○矢島情報政策課担当課長 その辺は秘書室の職員に確認が。やはり場所と時間から考えれば、公務と考えるんですが、秘書室の職員からの話では、政治家同士のときには、2番目のところは職員自体入っていないんですね。市長同士のところは。1番目の他市の議員さんとの面談のときには、初めての方であったのと、当市の市議会議員も中に入っていたので、秘書室の職員が同席を、初めての方なのでちょっと様子を見させていただくために入ったので、記録をとるために入ったわけではなくて。基本的に政治家同士のお話のときには、中には入っていないというふうな話があったんですけども。公務でないかというのと、公務中のお話だと思うんですけども。

○関根会長 公務は原則メモをとるということで、政務はメモをとる必要がない。

○矢島情報政策課担当課長 いや、公務はとるとかというのはなくて。

○関根会長 政務は少なくともとる必要はないわけですよ。

政務なんてとれるわけじゃないですよ、メモなんて。残せるわけじゃないですよ、普通に考えて。

いや、責めているんじゃないんですよ。

○矢島情報政策課担当課長 請求者の方は当然わかりませんよね。どのような状況でどういう内容でやったんだろうという興味がありますから、当然、御請求なさって。どちらかは多分、新聞の市長の動向に載っていたとは思いますが、ですから、公務として捉えられているんじゃないかなと。

○関根会長 いずれにしても、小沢先生が出したこの処理結果ということですね。

○小沢委員 ここで何か全体の方針、そもそも情報公開制度をよりよくするために、何か市民への情報の公表はこうすべきだという意見をここでいただければ、それをまた運用のほうに反映できるので。

○関根会長 いや、ちょっと実はここが今回、ちょっと突っ込みどころだなとは思っていたんです。

○矢島情報政策課担当課長 全般の処理結果をきょうちょっとお持ちしていないんですけれども。

○小沢委員 この案件自体の是非ということだけではなくて、そもそもどのようなものを記録をつくるべきなのかというのは、それはとても大事な問題で、範囲の問題と、それから逗子市の場合は公文書管理条例というのがないので、公文書としてどういうものだったらつくらなければいけないのかという、こういうものをつくりますという市民に対する約束みたいなものはないわけです。国だと公文書管理法があって、そういう中でこういうものはつくらなければいけないと一応あると。守られているかどうかはともかくとか、細かいところの解釈にまた開きがあってというのはあるんですが。

そもそも公文書としてどういうものを残さなければいけないんだよというのは、事務量の問題と、でもやっぱり記録は大事だという問題と、そのバランスだと思いますので、そのあたりはやはり市民がどういう情報を求めているのか、市の職員が今後の仕事に使うという観点だけではなくて、市民への説明責任という意味で、どういう文書をつくらなければいけないのかというのは大事な観点で、それはぜひここで御意見をいただくというのはとてもいいなと思います。

○関根会長 実は僕も去年、まちづくり課かな、そっちのほうに、あと都市整備課かな、情報公開請求やったんですけれども、出てくる資料は物すごく多かったんですけども、ほとんど業者と会話したメモというのは実は出てきていない

んですよ。結果として、一言だけこういう指導をしたというのが出ているだけの話であって、情報内容としては非常に薄いんですよ。今の話だと、逗子市って記録を残す基準というのがないんですか。

○小沢委員 以前の何か審査委員のほうの意見が――。

○矢島情報政策課担当課長 後で御説明しようかなと思っていたんですけども、情報公開委員からの意見の中でも、面談記録をきちっとということで、一番最後の情報公開運営審議会の意見一覧の中の6番でも、「会議録、面談記録等の様式化を図って」と。

○関根会長 ちょっと……どれ。

○矢島情報政策課担当課長 運営審議会から意見も出ていますし、面談記録につきましては横の資料ですね。

○関根会長 まあ要は事前打ち合わせみたいなもののメモは残さないということですよ。正式な決定が、申請が出たときのようなメモは残すという、その辺の多分ラインがあるんじゃないのかなと私は思っているんですけども。

○矢島情報政策課担当課長 課によっても違うとは思いますが、まちづくり景観課は恐らく相当な数のお問い合わせとか来ていて、条例や解釈のところをまず御説明してというところで話をしているんですけども、それを実現化するかどうかまでその段階ではわからないですよ、それずっと記録していると、多分、仕事終わらなくなってしまう。

例えばうちもそうなんですけれども、苦情者の方もいらっしゃるんで、それを1つずつ記録していると1日が終わってしまう。他の仕事ができなくなる。窓口で対応する件数は数えているんですけども、お問い合わせがあった件とか、そういうのを細かく所管の苦情とかも受けますので。それを受けて、お名前とかを聞かないで所管の長に電話する場合がありますし。それを1つずつ記録にとるとなると、かなり。

ですので、全てを記録というのはできないぐらいお電話も入ってきますし、そこら辺をどこまでとるかという話に。

○関根会長 課長級会議以上、例えば部長級会議以上とか、何かそういうところは基準はあるんですか。

○矢島情報政策課担当課長 それは会議録で、庁内会議があれば記録とっていま

す。

○関根会長 会議になればあるということですよ。

○矢島情報政策課担当課長 はい。

○関根会長 面談に関しては。

○矢島情報政策課担当課長 業者の面談記録をどうするかについて、他市ではそういう基準はある程度、表みたいなものをつくっているところもあるようですけれども。まちづくり景観課の様子を伺うと、相当数電話で事前の御相談とか条例の解釈とか来てから、そこに至るまで、届出に至るまでというのはかなりあるので、そこを一つずつ全部記録をとるとなると管理できないということになるのでは。

ですから、課の仕事内容によっても違ってくるとは思うんです。電話記録なんかでも、後々記録しておかなければいけないというようなものはしますけれども、その場で答えて特に問題なさそうなものは記録しないようなことはあります。

お時間もあるので、先に進ませていただいてよろしいですか。

続けて不服第3号、17ページになります。

こちらは平成30年度の85番で請求を受理した事案で、所管課は資源循環課となります。不服申出者は3月8日付で実施機関である逗子市長に対して、平成30年度第7回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会作業部会（ワーキンググループ）概要にある連携の概念図の情報公開請求をしましたが、これに対しまして実施機関である逗子市長は、平成31年3月14日付で情報公開拒否決定をしました。情報公開拒否決定というのは、全部非公開なので何も出すものはありませんという決定通知です。

情報の公開を拒否する理由は、逗子市情報公開条例第5条第2項第3号アに該当するとされまして、当該連携概念図は鎌倉市、逗子市、葉山町におけるごみ処理広域化検討協議の意思決定過程の情報である。公開することにより公正または適正な意思決定を著しく妨げるものであるから、情報非公開とするものとされています。

この決定を受けまして、平成31年3月20日付で逗子市情報公開審査委員に不服の申出がなされまして、「逗子市情報公開条例第5条は情報の公開義務を定

めたものであり、実施機関が同条第2項第3号ア（意思決定過程情報）該当として、情報公開を拒否することは、情報公開制度の本来の趣旨に沿うものではなく不当である。請求文書には、図番号、図名称、2市1町名、既存施設名等の情報が記録されていると思料するため、原処分を取り消し、改めて公開か否かの決定をすべきである」との申出の理由を示されています。

こちらの不服申出につきましては、前田委員が担当となりまして、条例で30日以内の処理結果を出さなければならないとされていますので、4月17日付で処理結果として勧告・付言がなされています。処理結果等につきましては、具体的に対象情報等を示さないとわかりづらいのですが、（1）の本件請求情報の特定では、実施機関は請求の対象情報を図7.4と特定して決定しているが、図7.1、図7.2も連携の概念図として、請求情報として特定するのが相当であるとされています。

それから、2番目としては、図7.4については、「図7.4を含む実施計画は協議会がたたき台等を作成する等の下準備をするために設置した作業部会で用いられたものであることから、不確定な情報であることは一見して明らかであり、これを確定された情報であると誤解を生じさせるおそれがあるとは言えず、図7.4が5条2項3号アの意思決定過程情報に該当するとは認められない。また、5条2項3号イの市の機関等における協力関係維持情報の該当性については、実施機関の説明だけでは図7.4を公開することが鎌倉市、葉山町の意向に反するか否かは明確でないことから、意向、またその理由を具体的に確認して、改めて判断をすべきである」とされました。

（3）と（4）では、図7.4については請求の対象として扱っていなかったが、請求情報として改めて公開決定をすべきである。図7.1については請求情報として特定し、非公開とすべき情報はないとのことであるので、公開をすべきであるとされました。

（5）では、勧告後の是正期間について条例上規定がないが、勧告に従って再度の公開決定等をする場合でも、条例の趣旨を没却しないように留意した対応が求められます。

そして、「実施機関は情報公開決定を取り消し、対象情報を再度特定した上で公開決定等をすべきである」との勧告と、「情報公開請求に対し、全部また

は一部を拒む場合において、根拠規定や根拠規定の条文を引用するだけではなくて、その規定を適用する根拠を具体的に記載されるよう留意されたい」との付言がなされています。こちらを受けまして、資源循環課は鎌倉市、葉山町に協力維持関係情報該当性につきまして、意向またその理由を確認した後、原処分を取り消しまして、改めて情報公開決定の判断をしましたが、その一部公開決定に対し、令和元年5月21日に不服の申出がありまして、令和元年度不服第1号として受理しまして、6月18日付で処理結果が出ております。

また、非公開決定なされた情報につきましては、公開すべきであるとの勧告が出されております。

平成30年度の不服第3号に関する勧告書の写しにつきましては、情報公開系のホームページに概要と一緒に掲載しておりますので、お時間ありましたら後ほどごらんになっていただきたいと思います。

また、非公開の理由としましては、5条2項3号アとイが示されていますが、こちらにつきましても、ハンドブック75ページから81ページに解釈が載っています。

以上が、平成30年度の不服第3号の概要報告となります。

令和元年度の不服第1号と令和元年度の相談第1号というのがこの後にあり、こちらが平成30年度の不服第3号と関連しているんですが、年度が異なりますので、次回の上半期報告の際には詳細をお伝えさせていただきます。

両方とも結果だけをお伝えさせていただきますが、不服第1号につきましては、勧告書がでまして、先ほどの資源循環課は一部公開決定したものを、原処分をもう一回取り消しまして、全部公開の決定がなされています。

相談等第1号は意見書が出されていますが、こちらも延長をしたんですが、延長後決定が出されていまして、こちらについては意見書が出されています。こちらの内容の一部公開決定につきましては、不服等は出されませんでした、関連していたしましたので、やはり原処分を取り消しまして、全部公開決定を資源循環課はしております。これは令和元年度になりますので、令和元年度の上半期のときに詳しくは御説明させていただきます。

それから、続きまして18ページは、平成30年度の情報公開運営審議会の開催状況ということで、昨年度の当審議会の開催状況と議題が載っております。

19ページは、情報提供の内訳となります。市政情報広場で対応したものの件数です。8件で、内容は記載のとおりとなっております。

それから、20ページから22ページは、2ページで御説明しました口頭請求28件の内訳となります。先ほど御報告、説明させていただきましたとおり、条例第9条の規定に基づくもので、一度公開請求があつて公開決定した情報につきましては、公開決定済みであるため、同じ内容の請求については口頭請求ということで処理をして、その場で情報が見られるというものです。

19番以降が下半期に対応した情報になります。23番から28番は情報名からわかると思いますが、同じ方が請求されています。口頭請求が同じ年度に3件以上ありました場合については、請求件数の多かった情報の提供としまして、情報公開関係のホームページに掲載しております。

それから、23ページから25ページは、平成30年度の会議の事前公表の内訳になります。

一番後ろの29ページから34ページに平成30年度の会議の公開状況等調べ、A4の表をおつけしていますが、この調べのうちのホームページの事前公表回数の内訳となっております。後ほど平成30年度の会議の公開状況等調べ、A4横の表に基づき、御説明させていただきます。

26ページに戻りまして、すみません、急ぎ足で。

こちらは平成30年度中の市政情報広場の利用状況等になります。

市政情報広場は市民への行政情報の総合窓口として設置されましたが、その後庁舎案内も兼ねることになりまして、総合案内として対応していますが、総合案内につきましては、次のページに内訳がありますが、かなりの件数となります。

一番下のその他が一番多く、市民向けのコピー機の使い方の案内やパスポート申請の案内だけでなく、何でも窓口のようなイメージでいらっしゃる方もいます。最近では他市町、葉山町、横須賀市へ行かれる方のバス案内やハイキングコースのお問い合わせなどもあり、把握していない情報の対応にはちょっと苦慮しております。こちらは情報公開関係の職員が対応した件数となっております。主に非常勤職員が対応しております。

続きまして、28ページは有償刊行物の頒布状況となります。

平成30年度は29年度に比べ、やや収入が下がりました。やはりホームページ等でごらんになられて、御購入というのがちょっと下がってきているのかなと思います。

それでは、29ページ以降の平成30年度の会議の公開状況等調べ、A4の横の表に基づき御説明させていただきます。

こちらは情報公開係から各課に年度末に照会をかけまして、平成30年度の会議の公開状況等を取りまとめたものです。会議の公開率、ホームページの公表率が色つきで示されております。文字が小さく、見づらくて申しわけないんですが、情報公開条例第20条で会議の公開が規定されておまして、運用で会議の事前公表に努めるものとされております。

こちら会議の事前公表につきましては、ハンドブック148ページの3、運用(3)に書かれています。重要な施策に関する事項については、会議が開かれる予定であっても、その開催について当日のホームページの掲載では、市民等が傍聴希望であっても傍聴ができないなど、適時に適切な方法で情報が提供されていないと、市民の知る権利や市政の参加の機会を失うことにもつながります。

会議の事前公表等につきましては、過去にも各課に通知をしまして徹底を図ってきたところですが、情報公開係では毎週金曜日に3週間後までの開催予定の会議につきまして、ホームページ該当ページの更新やホームページのイベントカレンダーへのリンクづけに漏れがないか確認するよう内部の情報システムにより、注意喚起の通知を行いまして、電話にて会議室予約状況とイベントカレンダーのチェックを行っています。平成27年度までは当日、電話での確認を行いまして、当日のホームページ掲載も事前公表としてカウントしてきたのですが、平成28年1月から会議の1週間前に確認することにしまして、1週間前までにホームページにアップされていない場合には、事前公表回数にはカウントしていません。

ですので、平成28年度から会議のホームページの事前公表については、従前より厳しいカウントとなっています。職員の意識も変わってきているとは思いますが、ホームページの事前公表率につきましては、ごらんのとおり全てが100%にはなっておりません。引き続き周知確認等をしていきたいと思

います。

事前公表率が低くても傍聴数が多い会議もありまして、関心の高い会議であることがこの表からはわかります。

運用状況の報告は、すみません、急ぎ足で申しわけないんですが、以上でございます。

○**関根会長** 何か質問ありますでしょうか。

野々山先生、何か、大丈夫ですか。

○**鈴木副会長** 不存在理由がAの時、再請求になっているものとならないものがあるみたいですが、ページ13の91番は再請求になっていないようですが。

○**矢島情報政策課担当課長** ページ13の91番の方は、お待ちいただければ。要はできるのがこれからののでと御説明をしているのですが、ちょっとこれ課題なんですけれども、予約的に、不存在決定が出ていけば、連絡がもらえるということで、そもそも情報公開請求をしなくても、できれば皆さんが見られる状況になるものなんですね、こちらの議事録。ですので、情報提供で対応させていただいたものです。

○**鈴木副会長** 不存在だと、Aの場合、作成中ですから、自動的に開示されないのかなと思ったものですから。そういう場合再請求しないといけないのですか。

○**矢島情報政策課担当課長** そうですね、はい。

○**鈴木副会長** そのときもう1回再請求。

○**内田情報政策課副主幹** 一請求、一決定ということで、対応しているのです。

○**鈴木副会長** わかりました。

○**矢島情報政策課担当課長** そういうケースが多くなってきて、こちらのほうも会議録を早くつくればいいんですけれども、案外時間がかかる、校正等がかかる場合がありますので。不存在のもう一回再請求というのが、ネット請求の方が多いいんですけれども。事前にまだできていないのですが、請求をしてきてしまっている。ネット請求ですとどうしてもそうなるケースが多いいんですけれども、窓口で、まだできていないのでできたら御連絡しますということで御納得いただければ、請求はお受けしないのですが、こちらの方は当初は電話で連絡してほしいというようなことで、こちらの係にという話だったのですが。どうしても最終的には紙で置いていかれるということで、情報公開請求書を出さ

れた方です。

○**関根会長** ほか、ございますでしょうか。

特にないようでしたら、次、その他、4の議題のほうに移りたいと思います。

○**矢島情報政策課担当課長** きょう、このお時間で広報のほうにもお話がいきますでしょうか。

前回の審議会のときに、広報ずしにということで、先ほど会長からも広報ずしについてちょっと意見交換を行いたいということだったんですが、企画課職員もお呼びしたほうがよろしいかどうか。

○**関根会長** 何分ぐらい話ししますか。

○**矢島情報政策課担当課長** もう40分なので、お時間的に。

○**関根会長** そしたら、ごめんなさい、来てもらって、僕のほうから今までの経緯だけ説明します。それで12時に終わるようにします。

○**矢島情報政策課担当課長** その間、これから電話でお呼びさせていただきますので、資料を先にお配りしたのを私のほうから、議題4のその他でちょっと今までの。

それでは、きょうお配りしました資料に基づきまして、先にこれまでの運営審議会の状況につきまして、御説明させていただきたいと思います。

先ほどもお話しさせていただきましたが、本市の情報公開制度は平成3年にスタートしまして、ことしで29年目を迎えます。ここ数年は大きく制度改正がないことから、諮問案件がなく、報告事項が多かったため、各委員から過去どのような審議等がなされたかなど御質問がありましたので、スタート時から現在までの審議状況をまとめて、資料を用意させていただきました。

まず、資料、情報公開運営審議会開催状況は、これまでの当審議会の開催状況をまとめたものです。こちらについては、それぞれの年度の情報公開制度の運用状況にも掲載されているものです。

議題のその他欄でいろいろ御報告等をさせていただいている回もありまして、この一覧だけでは内容がわからない部分もあるかと思いますが、きょうお配りさせていただきました。特に私たちが担当となっています平成28年度、27年度、その他でも結構報告事項が多かったものですから、会議録を見ないとちょっとわからないという部分はあるかと思いますが。

次に、2つめの資料としまして、情報公開運営審議会の諮問一覧になります。当審議会の諮問一覧と答申内容をまとめたものです。

これまで8件の諮問が当審議会へなされ、答申がなされています。これ、先ほど実施機関、全部逗子市長です。

一覧とともに、2番と4番の諮問書と答申書の写しも添付させていただきました。2番は平成16年に情報公開条例第22条、情報提供の推進が追加改正——ハンドブック153ページですね——となりましたが、こちらの改正の前に平成15年11月に情報公開制度の充実について当審議会に市長より諮問があり、16年1月に答申がなされたものです。その中で情報提供の推進については、諮問事項とは別に審議会が審議し、見直しの必要との結論に至ったとされています。

4番の逗子市情報公開条例における広報ずしの取り扱いについての諮問につきましては、第22条の情報提供の推進が追加となりましたが、そちらの解釈に広報紙等の情報提供のあり方等について当審議会に諮問をし、その答申に応じて改善を図るとされていることから、平成16年10月に条例第16条第2項に基づいた諮問がなされ、当審議会が審議し、その結果を答申したものです。

前回、広報ずしの発行担当しています企画課職員から「広報ずしと情報提供」というテーマで、審議会でお時間をいただき報告を受けた経緯がありますので、2番と4番を選ばせていただきました。近い年度では、8番の諮問による答申に基づき、平成26年に条例第8条の一部改正がなされていますが、先ほどもお話ししましたが、それ以降大きく制度改正等がないため、ここ数年は諮問案件はありませんでした。

もう一つの資料、次の情報公開運営審議会の意見一覧になります。

こちらにつきましては、先ほど会長からも御質問ありましたが、条例第16条第2項に基づいて、審議会がみずから調査、審議して、意見を建議したものです。ハンドブック137ページに、そちら先ほど御説明したとおりに書いてあります。スタート時から6件の意見がなされています。内容はそれぞれ番号を振って、意見につきましては後ろにつづらせていただきました。さまざまな視点からの意見となっていますので、すごい短いものからすごい長い意見がなされているものもあります。

以上が、これまでの運営審議会の審議状況について、資料に基づきまして、

雑駁ですが御報告させていただきました。

その他は、あとは日程調整だけになりますので。

○**関根会長** じゃ、僕のほうから事前に渡した資料をちょっと皆さんに把握していただいて、今までの経緯を説明させていただきます。

○**矢島情報政策課担当課長** 自己紹介だけさせていただきますよろしいですか。

○**関根会長** そうですね、はい。

○**福本経営企画部次長** 福本といいます。企画課長を務めています。

○**西企画課係長** 企画課の広聴広報係長の西と申します。よろしく願いいたします。

○**関根会長** すみません、ちょっと時間もないので焦りながらになるんで、うまく説明できるかどうかわからないんですが、実は情報運営審議会のほうでこの4年間の中で各委員の中から広報ずしに関する要望みたいなものが結構出ていたんです。それで、実は2年前、私が会長になったときから、広報ずしに関して少し最終的に意見を出したいなというふうに思っていて、ちょっと今進めてきたところなんです。

それで、きょうはちょっと説明だけで終わるんですが、今、配付された資料の中で、めくっていただいて4ページ目ですね。これが30年2月4日ですね。だから29年度ですね。「『広報ずし』皆さんは読んでますか？」ということで、逗子市のアンケート結果がないのでわからないけれども、ある市町村の市議会誌の閲読率は60代で3割、50代で1割以下ということで、恐らく広報ずしに関しても、閲読率というのは7割から8割ぐらいじゃないかなというふうに推定していて、前回、仁科主幹に来ていただいて、閲読率のほうをたしか聞いたら8割だったかな、ちょっと忘れたんですけれども、大体予測していた数字になっていて、広報ずしの存在というものをどう考えていくのかということで、ちょっと次のページなんですけれども。

まず、広報誌ってそもそも何なのかということで、仁科さんのほうからは、前回、説明受けたときに、「逗子市の広報紙の役割として、1番目に行政情報をわかりやすく届けること、それからまちに市民の方が参加するきっかけを提供すること、そしてシビックプライドを醸成すること、今この3つが大きな役割だと思っています」ということです。

今、広報ずしというのを見ていて、仁科さんの発言の中で「広報ずしは市政に関する情報を市民に伝えることによって」という発言があって、「市民に理解を深めるということが大きな役割」という、前回、説明されているんですが、私がそれよりも前、1年前に伝えたことというのは、そもそも広報誌って伝えるものではないよということです。伝えるというのは一方的に伝えるだけの話なので、「伝える」じゃなくて、「伝わる」ということと、あとそれから市民が動く動機づけになっていくようなものでなくちゃいけないということと、更に共感を得られるようなつくりをしていかなくちゃいけないものというふうには実は考えています。

なぜこういったことを提案したかというのと、これはあくまでも私の私見です、これ。目標とするものとして、逗子市がこれだけ財政が悪化している中で、170項目の助成金ですとかサービスがなくなっていくところに関して言うと、これからは行政と、それから市民が一体化して動いていかないと、この財政難というのは高齢化も進む中で生き残っていけないだろうというところで、そうなってくると逗子市に対するシビックプライドの醸成というものが非常に大切であろうと。

そういった意味で、解決に向けた官民、つまり市と地域住民の協力体制というものへつなげていく。まずはシビックプライドというものが醸成されていなければ、官民の協力体制というのはできませんよということです。そこまでできれば、地域に寄り添った共生及び個々の生活、医療、子育て、高齢者対策の向上ということまで結びつける。

広報誌というのがなぜ重要かというのと、逗子市で唯一全世界帯に一方的に配布されているものなんです。だからホームページに情報をとりに行くだとか、他にも何か情報をとりに行くじゃなくて、情報を与えてもらっているものなので、これをいかに活用するかということが非常に重要なんじゃないのかなというところから実は入っています。

一番最初のページに戻ってほしいんですが、これが前回の31年1月30日のときにお話しした内容で、逗子市情報公開制度をもっとよくするためにはということ、これも私見なんですが、昨年12月に実施された市長選挙でさまざまな問題について市民も考えさせられるべき機会を得たなというふうに思っていま

す。特に財政難、病院誘致、高齢化、それから子供や保育、障害者、教育など、こういった分野に関して、平井元市長とそれから桐ヶ谷新市長のほう話し合いを各地で討論会開かれたと。選挙戦の中でも、ただし情報が確かなものから臆測や不確かな情報まで飛び交っていたという、実は問題点もあったと。

そもそも財政難というのは予測できていたことなのに、今日に至るに対して、どうしてこうなってしまったのかということ疑問に思っていて、もう少し逗子市民が逗子市の市政に関して興味を持つだとか、監視をできるような体制ができていれば、こういうふうにはならなかったのかなというふうに思っています。

そういった中で、逗子市民が市政の情報を入手する手段方法としては、担当窓口への問い合わせと、それからホームページ、それから広報ずし、更に情報公開制度請求を主に利用しているというふうに考えています。そこに正確な情報や真実が本当に全て公開されていたのだろうかというところが実は疑問に思っているところです。また、正しく公平な情報を各セクションにより提供されているのかということも、少し疑問に感じていたところです。今、逗子市民というのは、市役所及び市政に関して疑義、不安、心配、諦め、失望感というのを持っている一方で、12年間続いた平井市政が終了したことによる希望と、それから期待というものも持ち始めていると。

前回、仁科さんのほうからレクチャーいただいた内容としては、ちょっとはしょって申しわけないんですが、逗子市のシビックプライドの「逗子市に愛着を感じていますか」というアンケート結果を逗子市がいて、9割の人が非常に関心を持っているということで、高い数字をあらわしていると。じゃ、そうしたときに僕のほうから、「シビックプライドというものを醸成できているというふうに思いますか」という質問を実はしたんですよね。そうしたところ、仁科さんのほうからは、「確かに数値的には非常に高いんだけど、これは必ずしも行政に対しての評価ではなくて、このまちがもともと持っている魅力があると思いますので、そこに対して皆さんがこの逗子というまちを非常に愛着を感じてくださっていることの評価だと思っています。ここに今まさに集計中なんですけれども、感じることの部分を持っている方も多くいるが、もっといいことも持っています。」と。

それで、重要なことは、この感じるという中にどのくらい逗子市が持っているポテンシャルがあるのか、行政が入っているのかちょっとわかりませんが、この数値に感じるという数値をどんどんふやしていることが、つまり行政が足を引っ張っちゃ。

この9割という数字があって、実は市役所が信頼を得ているから9割になっているんじゃないんですよということをちょっと言われている部分があって、そこをちょっと抜き書きして話したかったんですけども。

なので、今、逗子市に対する愛着というところはできているんだけど、ステップ2に対する行政と市民との間の信頼感はできていないというところが、実は問題だなというふうに思っていて、ステップ2に行かない限りはステップ3に行くわけがないと。となってくると、逗子市の情報公開に関するあり方を市役所全体で見直す必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

その一例として、例えば広報ずしで下から2ページ目、これは選挙前2018年11月、選挙が12月のたしか20日ぐらいだったので、「財政危機を乗り越え、安全性を回復」というふうに選挙戦の1カ月前にこういった広報紙が出ていることに関しての是非をとったところ、ほかの委員からも「やはりここにこの時期に写真つきでこういったものが出るのはおかしい」という意見が実は出たし、それから市議会のほうのビデオ、これを僕ほとんど見ていて、その中でやはりとある会派の議員がこれに対して同じような質問を投げかけていて、やはり広報誌というのは中立性というものが担保されることが1つということと、あとそれから安定性の回復というんだけど、安定性が回復したのというのは何で、2019年4月以降もまだいろんなものがカットされるんだよという議論につながってくるわけですよ。そうすると、これが本当に財政危機を乗り越えたという宣言そのもの自体が正しいことなのかどうかということに関して、非常に疑問に思ったと。

それから、前のページめくっていただいて、12月号ですね。これも選挙戦の直前なんですけれども、この回は実は障がい者特集でした。障がい者特集、前年はなかったけれども、2年前にも実はありました。これに関して言うと、平井さんが任期中に障がい者の子供の施設、子ども発達支援センターの開設ということに関しては、結構力を入れたというのが逗子、葉山のほかの媒体で発言

されていて、こういったことを市長選前に載っけるということの是非に関しても、ちょっとおかしいんじゃないのかなという実は話をしています。

それから、一番最後のページになるんですけども、パブリックコメントという部分、これ実は2色です。例えば小坪特集とか、ああいったものは4色です。パブリックコメントというのは、逗子市のほうが市民に意見を聞いて、それを逗子市側がプロジェクトに反映させるということになると思うんですけども、パブリックコメントに対する意見というのがどれぐらい出ているんだというふうにも前回仁科さんのほうに確認したところ、ほぼほぼゼロ件。僕のほうで調べてもゼロ件か2件程度ということで、何でこうなっているかという、パブリックコメントみたいな重要なものが2色印刷で、ちっちゃくて目立たないからこういうふうになっちゃっているんですよ。

これ実は障がい者だとか高齢者、子供を持っている人たち、そういった人たちが逗子市に対してこうしようというふうに言われたことに対して、唯一その場で即反応できる、意見を述べることができる重要な機会なんだけれども、こういった重要な部分が目立たないつくりになっている。つまり、市民の持つ権利が奪われる可能性がある。

そういったことを含めて、広報ずしに関しては、今後何らかの見直す必要があるんじゃないかなというふうに思っていて、またちょっと逗子市の情報公開に関する言い方を市役所全体で見直すページに入っしてほしいんですが、まず公開請求に当たった場合に、正しい情報を包み隠さず、それから担当所管、提供するという。それから、公開請求がなくても情報をコントロールしたりせずに、真の出来事や数字を作成するという。それから、市民が情報を正しく理解し、状況に応じて市民が意見を言える機会を奪わない。上記ができるように、広報ずしやホームページで発信すること。

情報公開って実は市民が請求するだけじゃなくて、市役所や市議会が発信することも含めて情報公開という仕組みが、成立するというふうに思っています。だから、今、情報公開制度が逗子市が進んでいると言っているけれども、これは市民があくまでも請求するものが進んでいるだけの話であって、逗子市が発信する情報に関しては、これが先進的かという、僕はちょっとそうは思っていない。だから、この①から③ということをちょっと提言させていただいたと

いうことです。

市民には市政を運営する、チェックをする権利があって、そのことを市政というのは否定することはできないと。逗子市の情報公開の仕組みを編成し直す必要があるんじゃないかなとは思っていて、ちょっとこの辺の意見に関しては、前回の議論の中でかなり賛否分かれて、ちょっと行き過ぎじゃないかという意見もあって、どこか落としどころを見つけるしかないなと思っていて、だから少なくとも情報公開と、それから情報発信という部分、この部分に関しては整理をしていきたいなというふうに思っています。

きょうから新しく合流された方が2名いて、今、説明したことで非常にわかりにくかったと思うんですけども、ホームページのほうに議事録が出ていますので、この議事録を3回分さかのぼって読んでいただいて、それで知っていただければと思います。

あと、それから広報担当の方に関しても、ぜひきょうの資料と、それからホームページで議論されていることというのを一読していただきたいなと思います。

何か一言ございますでしょうか。

○福本経営企画部次長 ありがとうございます。

全てにおいてそうなのかなということがありまして、要するに我々が見ている世界とカウンターの外側にいる人たちでは、受け止め方が違うということがまずにあるのかなと思っている中で、それをこういった形で、要するに目に見える形でお示ししていただけたということは、ある意味足もとを見つめ直すのには1つの機会なのかなとは思っています。

実は市の立場からいいますと、これについてはこうなんだよというふうに、それ言うと言いわけでしょとなってしまいうようなことはあるんですが、そういった意味では、言いわけも含めて、本音の意味で話さないと、物事が多分前に進んでいかないのかなというのは、ちょっと実はこれをきょう拝見して思いましたので、また次回以降、機会があれば、そういった意味では忌憚のない御意見をお聞かせいただき、また、我々も思うところを発言できることがあれば、それはそれでいいのかなと思っていますので、よろしくお願いします。

○関根会長 そうですね。

ちよっときょう実はこの会始まるまでに多分20分ぐらいかかってしまって、予定したよりも時間が足りなかったので、次回、広報課のほうからちよっと何かレクチャーいただいて、その件について話し合いしたいなと思いますので、ちよっと何か準備していただくことって可能ですか。

○福本経営企画部次長 それはきょうの。

○関根会長 我々に対する答えでも構わないです。多分、前回、仁科さんが広報ずしの役割とか目的だとか、それからこういうふうにしてつくっているだとか、こういう工夫をしているとか、そういったことはかなり実は話していただいて、大分理解はしています。

正直なところ、広報ずしがよくできているかできていないかといったら、結構よくできているんですよ。しかも社内製作というか、庁舎内製作でしょう。1枚当たりの単価もカラーだけで18.3円でしょう。よく頑張っているなど正直思っていて、よく頑張っているからゆえにもったいないなというのが正直なところ。このもったいないを逗子市の市政にうまく活用していただきたいというのが僕らの意見なので、少しここでは厳しい言い方しているかもしれないんですけども、温かい意見として受け取っていただければなというふうに思いますので。

○福本経営企画部次長 じゃ、次回。

○矢島情報政策課担当課長 1月下旬が。

○福本経営企画部次長 じゃ、今のお話に関しては。

○関根会長 ちよっと1回そしたら話にいきます。

○福本経営企画部次長 相談します。

○関根会長 はい。

ほかに何か御質問ある方、いらっしゃいますでしょうか。

ちよっときょう、駆け足で申しわけなかったんですけども。大丈夫ですかね。

じゃ、事務局のほうから次回の日程に関して等、何かあれば連絡事項をお願いします。

(次回日程調整について)

○関根会長 ありがとうございます。

特に広報、企画担当の方、ぜひよろしくお願ひいたします。

午後 0時05分閉会